

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日を
翌日とする)

目 次

- ◇規 則
 - 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（水産課）
 - 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則（ク）
 - 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（ク）
 - 鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則（ク）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとした。（別表関係）

資金の種類	利 子 補 給 率	
	現 行	改 正 後
一 総トン未満の漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二 二トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
三 三トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
四 四トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
五 五トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
六 六トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
七 七トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
八 八トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
九 九トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十 十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十一 十一トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十二 十二トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十三 十三トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十四 十四トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十五 十五トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十六 十六トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十七 十七トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十八 十八トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十九 十九トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十一 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十二 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十三 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十四 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十五 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十六 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十七 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十八 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十九 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
三十 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五

資金の種類	現 行	改 正 後
一 総トン数二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二 二トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
三 三トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
四 四トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
五 五トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
六 六トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
七 七トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
八 八トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
九 九トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十 十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十一 十一トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十二 十二トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十三 十三トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十四 十四トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十五 十五トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十六 十六トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十七 十七トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十八 十八トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
十九 十九トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十一 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十二 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十三 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十四 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十五 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十六 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十七 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十八 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
二十九 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五
三十 二十トントンの漁船の船体の建造等に必要資金	三・〇	二・二五

二 漁業近代化資金の貸付対象者に、漁業生産組合等又は地方公共団体が主たる構成員等となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で政令で定めるものを加えることとした。（別表関係）

三 漁船建造等資金、漁船漁具保管修理施設等改良等資金等について、貸付対象範囲の拡大等所要の改正を行うこととした。（別表関係）

四一 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率の上限を年三・二五パーセント（現行 年三・八パーセント）に引き下げることにした。（第二条関係）

二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を年一・八パーセント（現行 年二・二パーセント）に引き下げることにした。（第四条関係）

三 一の規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

一 経営等改善資金のうち次の資金の貸付限度額を引き上げることとした。（別表第一関係）

資 金 の 種 類	貸付限度額	
	現 行	改 正 後
操船作業省力化機器等設置資金	四百万円	五百万円
漁ろう作業省力化機器等設置資金	四百万円	五百万円
補機関駆動機器等設置資金	四百万円	五百万円
燃料油消費節減機器等設置資金	六百万円	七百万円
乗組員安全機器等設置資金	五十万円	百五十万円
救命消防設備購入資金	六十五万円	百三十万円
漁船転覆防止機器等設置資金	百万円	百五十万円
漁船衝突防止機器等購入等資金	四十万円	百二十万円

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業経営安定資金に係る貸付利率の上限を年三・七五パーセント（現行 年四・四パーセント）に引き下げることにした。（第二条関係）

二 漁業経営安定資金に係る利子補給率を年一・三パーセント（現行 年一・六パーセント）に引き下げることにした。（第四条関係）

三 一の規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十七号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表利子補給率の欄中

法第二条第 二項第一号 から第四号 までに掲げ る融資機関	法第二条第 二項第五号 に掲げる融 資機関が、 同条第一項	法第二条第 二項第一号 に掲げる融 資機関が、 同条第一項	法第二条第 二項第二号 及び第四号 に掲げる融 資機関が、 同条第一項	法第二条第 二項第五号 に掲げる融 資機関が、 同条第一項
融資機関	同条第一項	同条第一項	同条第一項	同条第一項

を

法第二条第二項第一号から第四号までに掲げる融資機関が、同条第一項第一号から第五号まで及び第十号に掲げる者(漁業近代化資金助成法施行令(昭和四十四年政令第三百九号)以下「令」という。)第五条に規定する団体に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が、同条第一項第六号に掲げる者(令第五条に規定する者)に貸し付ける場合	法第二条第二項第一号及び第四号に掲げる融資機関が、同条第一項第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者)に貸し付ける場合	法第二条第二項第二号及び第五号に掲げる融資機関が、同条第一項第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者)に貸し付ける場合
---	---	---	---

が、同条第一項第一号から第五号までに掲げる者に貸し付ける場合	第一号から第五号までに掲げる者に貸し付ける場合	第六号に掲げる者に貸し付ける場合	同条第一項第六号から第九号までに掲げる者に貸し付ける場合	第六号から第九号までに掲げる者に貸し付ける場合
--------------------------------	-------------------------	------------------	------------------------------	-------------------------

に改め、同表第一号中

「年三・〇パーセント」を「年二・三五パーセント」に、「年二・八パーセント」を「年二・一五パーセント」に、「年二・一パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・六パーセント」に改め、同表第二号中「百十トン」を「百三十トン」に、「年一・九五パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・七五パーセント」を「年一・六パーセント」に改め、同表第三号中「水産物等運搬施設」の下に、「水産物販売施設」を加え、「年二・一パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・六パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六パーセント」に改め、同表第四号中「養殖用餌料調整供給用器具」を「養殖用えさ調整供給用器具」に、「年二・一パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・六パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年〇・六パーセント」に改め、同表第五号中「漁具」の下に「(総トン数百三十トン未満の漁船に係るものに限る。)」を加え、「年二・一パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・六パーセント」に改め、同表第六号中「年二・一パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・六パーセント」に改め、同表第七号中「第九号までに掲げる者」を「第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者)にあつては、令第五条に規定する団体を除く。」に、「年二・〇パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六パーセント」に改め、同表第八号中「年二・一パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・六パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成七年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十八号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年三・八パーセント」を「年三・二五パーセント」に改める。
第四条中「年二・二パーセント」を「年一・八パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十九号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号1から3までの規定中「四百万円」を「五百万円」に改め、同号4中「六百万円」を「七百万円」に改め、同号8中「五十万円」を「百五十万円」に改め、

同号9中「六十五万円」を「百三十万円」に改め、同号10中「百万円」を「百五十万円」に改め、同号11中「四十万円」を「百二十万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年四・四パーセント」を「年三・七五パーセント」に改める。
第四条中「年一・六パーセント」を「年一・三パーセント」に改める。

附則第二項中「年一・六〇パーセント」を「年一・三パーセント」に、「年三・〇パーセント」を「年二・〇五パーセント」に改める。

附則第三項中「年四・四パーセント」を「年三・七五パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・三パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。